

## 保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消し

厚生労働省九州厚生局は、令和8年6月3日付けで、保険医療機関に対する指定の取消処分及び保険医に対する登録の取消処分を行いました。

この処分は、実際に行った保険診療に、行っていない保険診療を付け増しするなどして、診療報酬を不正に請求したことによるものです。（不正・不当請求額 約808万円）

なお、今回の処分にあたっては、令和8年5月27日に開催された九州地方社会保険医療協議会に諮問を行い、諮問のとおりのおりの答申がなされています。

### 記

#### 1 保険医療機関の指定の取消処分及び保険医の登録の取消処分

##### (1) 指定取消となる保険医療機関

名 称	きらら歯科クリニック
所 在 地	熊本県熊本市西区春日5丁目6番5号田中スクエアビル102号
開 設 者	医療法人きらら会 理事長 小関 隆二（こせき りゅうじ）
指定取消日	令和8年6月3日

##### (2) 登録取消となる保険医

氏 名	小関 隆二 67歳
登録取消日	令和8年6月3日

#### 2 根拠条文

##### (1) 保険医療機関の指定取消

健康保険法第80条第3号、第4号及び第7号

##### (2) 保険医の登録取消

健康保険法第81条第4号

#### 3 診療報酬の不正及び不当請求

監査において確認した不正・不当請求に係るレセプト件数及び金額  
(令和2年7月分～令和4年4月分)

不正請求	49名分	レセプト	608件	8,011,816円
不当請求	6名分	レセプト	47件	66,996円
合 計	55名分 (42名分)	レセプト	655件 (583件)	8,078,812円

※（ ）内は患者実人数及びレセプト実件数である。

(注) 上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では確定していない。

#### 4 取消処分の主な理由

##### 不正請求

##### ① 付増請求

実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 有床義歯の二腕鉤の個数を付け増して請求していた。

##### ② 振替請求

実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 歯科訪問診療料の歯科訪問診療2を歯科訪問診療1として請求していた。
- ・ 有床義歯の二腕鉤を、双子鉤として請求していた。

##### ③ その他の請求

ア 在宅療養支援歯科診療所1及び歯科訪問診療料の注13に規定する基準において施設基準を満たさず、かつ、訪問診療の患者割合が9割5分以上であることから歯科訪問診療料の注13に規定する点数を算定すべきであるにもかかわらず、在宅療養支援歯科診療所1の施設基準を9割5分未満として事実と異なる内容で届出し、また、施設基準を満たしているとして歯科訪問診療料の注13に規定する基準の届出を辞退しないまま、診療報酬を不正に請求していた。

イ 歯科医師法により歯科医業停止処分を受けた歯科医師である保険医がその停止期間に診療を行ったものについて診療報酬を請求していた。

#### 5 監査を行うに至った経緯等

- (1) 令和2年8月及び10月、九州厚生局熊本事務所に対し、診療報酬を不正に請求しているとの情報提供があった。
- (2) 令和3年6月、個別指導を実施したところ、歯科技工納品書等の資料で確認された鉤の数より診療報酬が多く請求されている事例などが確認され、診療報酬の請求に疑義が生じたことから個別指導を中断した。
- (3) 令和3年7月及び8月、きらら歯科クリニックが歯科訪問診療を行っている施設に調査したところ、施設に歯科訪問診療したにもかかわらず、外来通院したとして診療報酬を請求している事例などが確認され、診療報酬の請求に疑義が生じた。

- (4) 令和3年12月、個別指導を再開したところ、前記(2)の疑義について明確な回答が得られなかったこと、前記(3)の疑義について、実際には歯科訪問診療であったことを認めたことなどから、診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたため、令和4年3月から令和6年2月まで計19日間の監査を実施した。